

「第 153 回国際高官セミナー「女性犯罪者の処遇」」に参加して

愛光女子学園次長 片山裕久

1 はじめに

私は、平成 25 年 1 月 9 日から 2 月 8 日までの約 1 か月の間、国連アジア極東犯罪防止研修所（以下、「アジ研」とします）において行われた第 153 回国際高官セミナーに参加させていただく機会を得、数多くの貴重な体験をさせていただきました。

これまでアジ研の存在は知っていても、実際に同所での研修に参加させていただいたのは今回が初めてでしたが、改めて同研修所の果たしている役割の広さとその重要性には驚かされたところであり、その想いも込めて、拙文で恐縮ですが、ここにセミナー参加の御報告をさせていただきます。

2 セミナーの概要

(1) セミナーのテーマ

今回の本セミナーのテーマは、「女性犯罪者の処遇」でした。

平成 22(2010)年 12 月に国連総会で「United Nations Rules for the Treatment of Women Prisoners and Non-custodial Measures for Women Offenders (the Bangkok Rules)」(まだ正式な日本語訳は見当たらないのですが、「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する規則(バンコク・ルールズ)」と仮訳されているようです。以下、「バンコク・ルールズ」とします)が採択されたことを背景とし、各国で女性犯罪が増加傾向にあることなどを受け、女性犯罪者の処遇の在り方を考え、その充実を図る方策を検討することを目的として設定されたようです。

(2) セミナー参加者

本セミナーには、テーマの趣旨を踏まえ、各国の裁判官、検察官、矯正職員、更生保護職員の方が海外 12 か国から 15 名、日本からは 7 名が参加し、総勢 22 名のメンバーとなりました。

今回のセミナーは恐らくこれまでのセミナーの中でも、最も女性参加者が多い回の 1 つであったということであり、海外参加 15 名中 9 名の方が女性の方であり、全参加者も 22 名中 10 名が女性でした。今、改めて思うと、この人数のバランスの良さが、今回のテーマについて考える際にも、議論が深まる良い結果を生み出し、また全体を通じて、各国相互の文化を尊重しつつ友好的な良い雰囲気の中でセミナーが実施できたのではないかと感じてい

ます。

(3) セミナーのカリキュラム

約5週間という限られた期間内で、今回のテーマについてより深い意見交換、検討ができるようにという御配慮から、密度の濃いカリキュラムがアジ研で編成されており、各国参加者による女性犯罪者及び被拘禁者に係る処遇の現状及び課題のプレゼンテーション、海外客員専門家及び日本国内講師による女性犯罪者及びそれを取り巻く諸条件に係る講義、また、それらを踏まえたグループ討議、さらには女性犯罪者に関連する施設として東京地方検察庁、東京地方裁判所及び最高裁判所、和歌山刑務所、愛光女子学園、東京保護観察所立川支部、広島少年鑑別所、西本願寺白光荘（女性更生保護施設）の各施設を参観するプログラムが実施されました。

また、アジ研では、幸いなことに24時間図書室を使用させていただけるということで、早朝から深夜まで図書室で資料を作成したりグループ討議の結果をまとめたりしている参加者の姿が見られる一方、各国の文化交流にも各参加者が非常に積極的で、時間外のセッションでは自国の歌やダンスを披露する姿も見られましたし、日本からの参加者もホスト国の一員として、毎週末には日本文化を理解していただけるようなスポットを考えて自主的に日帰りツアーを企画し、御案内をしたところです。

そのほか、本セミナーの期間は冷え込みが厳しい時期でしたので、生まれて初めて見る雪に感動しつつ雪だるまを作ったり、節分の豆まきを楽しんでいただく機会もありました。

3 バンコク・ルールズについて

先ほど記しましたように、本セミナーの背景であるバンコク・ルールズは、平成22(2010)年12月に国連総会で採択されましたが、その原動力となったのは、現在、駐オーストリア大使をされているタイ王国パッチャラキティヤパー王女殿下（以下「殿下」とします）であるところ、殿下が今回のアジ研における本セミナーのメインテーマがバンコク・ルールズであるとお知りになられたことから、本セミナー中、直接アジ研にお越しになり、バンコク・ルールズの採択に至るまでの過程、バンコク・ルールズの構造と条文、そしてその実現に向けての取組と国際社会の協力の重要性について特別講義をされました。

殿下は、2001年にバンコク中央女性矯正施設(Bangkok Central Woman Correctional Institution)を初めて訪れた際、女性被拘禁者を取り巻く厳しい現実、特にその女性被拘禁者が伴っている子どもたちへの適切なケアの必要

性を認識し、矯正施設運営において女性特有のニーズや脆弱性への配慮が行われるよう意識啓発を図る必要を感じられたことから、2006年に女性被拘禁者に対する拘禁中及び釈放後を通しての、心理的支援、妊娠中や育児中の女性被拘禁者とその子どもに対する援助、職業訓練等をその内容とする「カムランジャイ・プロジェクト(Kamlangjai Project)」をタイ王国内で立ち上げられました。（「カムランジャイ」とは「希望を与える(=inspire)」という意味のようです）

同プロジェクトは、1980年の第6回国連犯罪防止刑事司法会議以来、女性被拘禁者に係る人権向上のニーズに対する声が高まっていたことを背景として、2008年のウィーンにおける犯罪防止刑事司法委員会第17回会合において各国から多くの支持が寄せられたことから、殿下は、被拘禁者処遇最低基準規則を補完する女性被拘禁者の処遇に係る国連規則を新たに設けることについて、タイ王国として国際貢献をすることを目的としたプロジェクトである「エルフィ(Enhancing Lives of Female Inmates (ELFI))」を更に立ち上げられました。

その後、2009年2月にはバンコクでタイ王国法務省がバンコク・ルールズ素案作りのための専門家会合を開催し、その後の修正作業を経て、2010年12月にバンコク・ルールズが国連総会で採択されるに至ったのです。

バンコク・ルールズは被拘禁者処遇最低基準規則をモデルとしながらも、同規則が触れていない成人及び少年の女性犯罪者の特別なニーズを示すものとなっており、大きく分けると次の4つのパートから構成されています。

パート1 女性被拘禁者に係る一般原則

このパートでは、被拘禁者処遇最低基準規則第6に規定された非差別原則の実現のために、実質的な男女平等を達成するためには女性被拘禁者特有のニーズを考慮に入れた対応をすることが必要であるとの宣言に始まり、被拘禁場面における保健衛生やメンタルヘルスへの特別な配慮など、39項目からなる女性被拘禁者に対するあるべき処遇の原則が示されています。

パート2 特別なカテゴリーの女性被拘禁者に適用される規則

既決被収容者に係る女性特有のニーズに応じた処遇の展開、外国人、先住民族、少数民族、妊婦、授乳中や子を同伴する母親などに対する、女性被拘禁者それぞれの事情に応じたサービスの提供と処遇の実施について、17項目にわたり触れられています。

パート3 女性犯罪者に対する非拘禁措置の促進に係る規則

多くの女性犯罪者自身が被害歴を持っていることや子どもの養育を担わなければならない状況にあることを考慮に入れた、判決前及び判決後の拘禁措置に代わる代替措置に関する手当てを充実させていくことが必要であるとして、女性犯罪者に対する配慮を持った措置の実施について、10項目にわたり触れられています。

パート 4 調査研究の実施及び市民の意識向上に係る規則

女性犯罪者の社会再統合のための効果的な計画、プログラム開発及び政策策定の基盤として、再犯防止のためのプログラムにとどまらず、女性犯罪や女性犯罪者の特性、拘禁による影響などに係る包括的研究の促進、並びに、女性犯罪者の子どもに係る最大の利益を考慮に入れた女性犯罪者の社会再統合を実現するための効果的な方法が市民に広報されることの重要性などについて、4項目にわたり触れられています。

以上のような内容と構成を持つバンコク・ルールズですが、その内容の実現を促進するために司法制度全体の関係者が取り組む必要性について強調されるとともに、国際的な協力の必要性についても殿下は訴えられていました。

なお、バンコク・ルールズは次のサイトで見ることができますので、御参照ください。

http://penalreform.org/files/United_Nations_Rules_for_the_Treatment_of_Women_Prisoners_and_Non-custodial_Measures_for_Women_Offenders_the_Bangkok_Rules.pdf

4 セミナー講師の講義の中から

ここでは紙面も限られていますので、シンシナティ大学名誉教授のパトリア・ヴァンフォーヒス博士（Ms. Patricia Van Voorhis；以下「博士」とします）のアジ研内における御講義を取り上げて御紹介したいと思います。

男性犯罪者の場合、そのリスクファクターはいわゆる“Big 4”や“Central 8”として知られていますが、博士は、女性犯罪者に関する研究結果から、それら以外に次の8つを女性犯罪者特有のリスクファクターとして挙げられています。（各括弧書きの説明は頂いた資料を基に私がイメージした内容ですので正確ではありません）

Mental health history （精神科診断歴のほか、自殺企図、幻聴・幻覚の経験等）

Depression/Anxiety （現在における不安に伴う不眠、過剰な感情の揺れ、食欲不振等の存在等）

Psychosis/suicidal （現在における幻聴・幻覚の症状、被害妄想等）

Child abuse	(子ども時代における虐待経験)
Adult victimizations	(成人後の身体的又は性的被害体験)
Unhealthy relationships	(人間関係におけるつまづきやすさ, 不安定な人間関係, 人間関係における自己不全感等)
Parental stress	(自分が親としての 18 歳以下の子の子育てに係る様々なストレス)
Housing Safety	(家庭内における暴力や薬物問題の存在, 安全な場所であるとの感覚等)

また, より高い自己効力感, 家族からの支援の存在, より豊かな教育歴, 子育てへの支援の存在は, 逆にリスクの低減要素として挙げられています。

その他, 女性犯罪者が犯罪に関わっていく経路も示されたのが大変興味深く感じられました。

例として, 虐待⇒家出⇒売春⇒不良者との関係⇒薬物乱用⇒本格的犯罪行為という経路を示されていましたが, 日本においても確かに, 年齢が低い段階で少年院に入ってくる女子少年の背景に少なからず虐待や保護者の不適切な育児が見え隠れしていますし, その後, 家出, 不良者との関係形成, 粗暴行為(これが本件になることが多い)及び風俗店での稼働や援助交際という名の売春行為が並行し, 1 回目の少年院出院後, 残念ながら再非行に至った場合は粗暴行為が鳴りを潜め, 薬物乱用に転化し, 年長少年の段階ではほぼ成人女性と同等の犯罪傾向を示していく, という状況が見られるように個人的には感じています。

5 おわりに

紙面の都合上, セミナーの内容の一部のみしか触れることはできませんでしたが, いずれにしましても日本においても女性犯罪者に焦点を当てた研究はこれからだと思いますし, 特に博士が示された女性犯罪者の人生経路については, 各種施策上の大きなヒントになるのではないかと考えられます。私自身, 現在の職務と絡めてさらに勉強していかなければと感じているところです。

最後になりましたが, 紙面をお借りしまして, セミナーの際に御案内いただきました各機関・各施設の皆様に厚く御礼申し上げますとともに, 改めましてアジ研のスタッフの皆様に深く感謝申し上げます。そして, 日本人セミナー参加者の皆様と海外参加者の方に, またいつかお目にかかり, 共に議論ができる日が来ることを心から願っております。